

種苗法の一部を改正する法律案参照条文

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物をいい、「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができる、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

3 この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

4 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

二 その品種の種苗を用いることにより得られる收穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡し申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）

5 この法律において「指定種苗」とは、種苗（林業の用に供される樹木の種苗を除く。）のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定めるもので品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいい、「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

6 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

第四条 （略）

2 品種登録は、出願品種の種苗又は收穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

（育成者権の発生及び存続期間）

第十九条 育成者権は、品種登録により発生する。

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十年（第四条第二項に規定する品種にあつては、二十五年）とする。

（育成者権の効力）

第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利

用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専利用権を設定したときは、専利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

二 その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

3 (略)

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

二 登録品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。）の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た収穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(専利用権)

第二十五条 育成者権者は、その育成者権について専利用権を設定することができる。

2 専利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録品種等を利用する権利を専有する。

3～5 (略)

(差止請求権)

第三十三条 育成者権者又は専利用権者は、自己の育成者権又は専利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 育成者権者又は専利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは収穫物又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専利用権を侵害した者

二 育成者権又は専利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる収穫物を、育成者権者又は専利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者

○ 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（平成十年条約第十六号）（抄）

第十四条 育成者権の範囲

(1) 「種苗に関する行為」

(a) 次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、保護される品種の種苗に関する次の行為は、育成者の許諾を必要とする。

(i) 生産又は再生産

(ii) 増殖のための調整

(iii) 販売の申出

(iv) 販売その他の商業目的による譲渡

(v) 輸出

(vi) 輸入

(vii) (i)から(vi)までに掲げる行為を目的とする保管

(b) 育成者は、その許諾を与えるに当たり、条件及び制限を付することができる。

(2) 「収穫物に関する行為」

次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、保護される品種の種苗を許諾を得ないで用いることにより得られた収穫物（植物体全体及び植物体の一部を含む。）に関する(1)(a)(i)から(vii)までに掲げる行為は、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該種苗に関して育成者権を行使する合理的な機会があった場合は、この限りでない。

(3) 「特定の加工品に関する行為」

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、(2)に規定する保護される品種の収穫物を許諾を得ないで用いることにより当該収穫物から直接に生産された加工品に関する(1)(a)(i)から(vii)までに掲げる行為について育成者の許諾を必要とする（育成者が当該収穫物に関して育成者権を行使する

合理的な機会があつた場合を除く。）ことを定めることができる。

(4) 「追加し得る行為」

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、(1)(a)の(i)から(iv)までに掲げる行為以外の行為についても育成者の許諾を必要とすることを定めることができる。

(5) (略)

第十九条 育成者権の期間

(1) 「保護の期間」

育成者権は、一定の期間について与えられる。

(2) 「最短の期間」

(1)の期間は、育成者権の付与の日から二十年未満であつてはならない。樹木及びぶどうについては、当該期間は、育成者権の付与の日から二十五年未満であつてはならない。